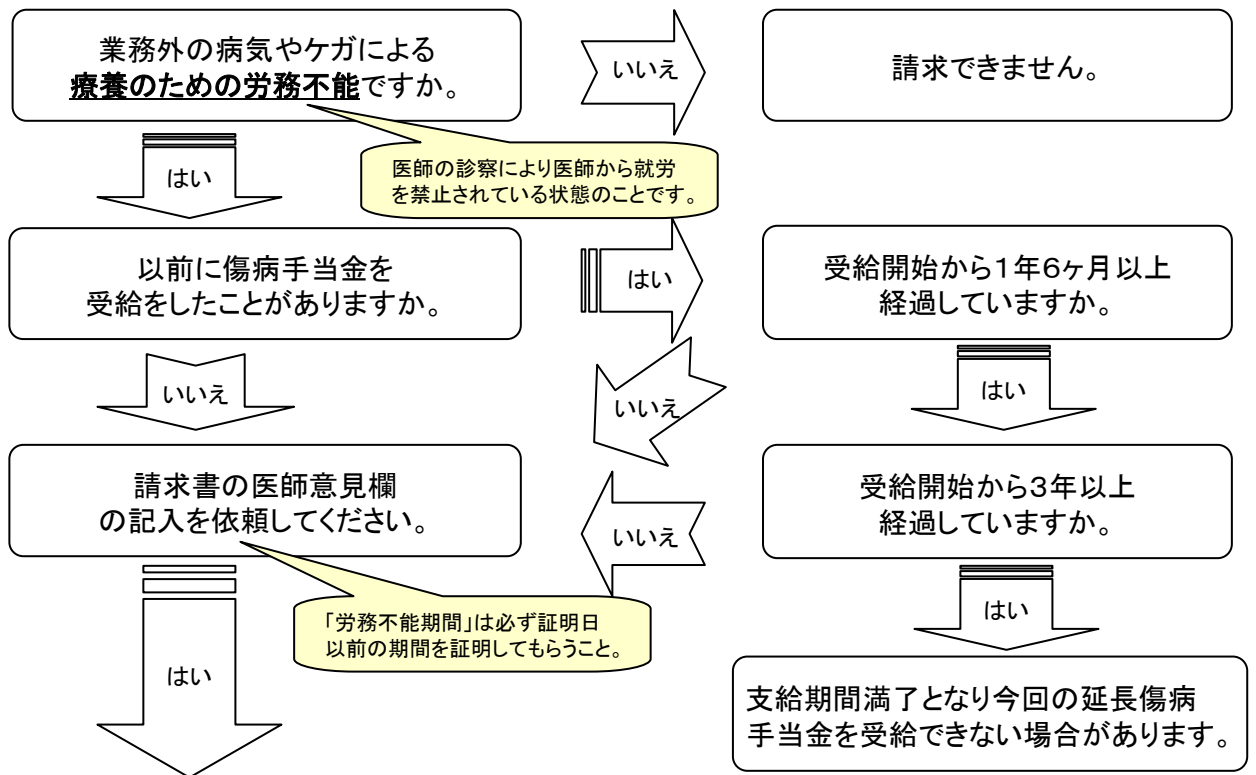


傷病手当金(含む傷病手当付加金)・延長傷病手当付加金を申請される方へ

1. 下記の事項をよくお読みになってから申請してください。

請求書の医師意見欄の記入を依頼してください。

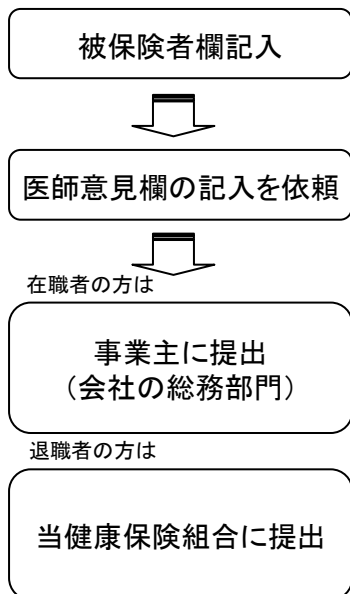


申請手続きをしてください。

在職者の方は請求書を事業主(会社の総務部門)に提出してください。

退職者の方は請求書を当健康保険組合まで直接、提出してください。

2. 申請の手順



3. 必要書類

傷病手当金請求書
同付加金・延長傷病手当付加金

+

※第1回目の申請の方は

傷病手当金請求に
ともなう本人状況報告書
(症状等、生活状況)

+

年金について

障害年金・老齢年金を受給
している、もしくはしたことが
ある場合は裁定通知書の
写しを添付してください。

4. 注意事項

・申請された傷病手当金は、当組合が受付をした翌月に支給しますが、健康保険法にもとづいた審査等のために日数がかかることがあります。(当組合受付締切日 毎月25日 休日等により早まる場合もあります)
(事業主の締切日は直接、会社の総務部門にお問い合わせください)

・申請されましても健康保険法および当組合規約の支給基準を満たしていない場合は給付できません。

・交通事故、第三者行為、通勤途上災害、労災での申請はできません。

支給の条件、支給期間、支給額についての詳細はホームページをご確認ください。